

藤沢市施設送迎促進事業実施要綱

制定 平成24年 4月1日

改正 令和 6年 4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者の円滑な通所、日中活動に寄与すべく車両による通所送迎を行い、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成の内容)

第2条 市長は、次条に規定する対象事業所（以下「対象事業所」という。）において、自宅、グループホーム又は入所施設（以下「自宅等」という。）と対象事業所との間の利用者の送迎（利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付するものを除く。以下「事業」という。）に要する費用の一部を助成する。

(対象事業所)

第3条 この要綱に基づく助成に係る対象事業所は、市内の生活介護事業所、自立訓練（生活訓練）事業所とする。

(事業の申請及び決定)

第4条 事業を実施しようとするもの（以下「事業者」という。）は、事業を実施しようとする年度の4月1日までに、市長に事業に係る承認申請をしなければならない。この場合における申請書類は、藤沢市施設送迎促進事業実施申請書（様式1）に、申請時点で送迎を実施する予定の利用者名簿を添付するものとする。

2 申請を受理した市長は、すみやかに当該事業実施の可否の決定を行い、その結果を藤沢市施設送迎促進事業決定通知書（様式2）により、申請事業者に通知するものとする。

(費用負担)

第5条 事業における利用者負担については、徴収しない。

2 市長は、事業の実施に必要な費用として、送迎を実施した利用者1人につき、自宅等と対象事業所間の送迎片道1回あたり250円を事業者からの請求に基づき、事業者に支払うものとする。

(請求方法)

第6条 前条の規定による費用の請求については、事業者が四半期ごとの翌月に、請求書に利用者名簿及び総括表を添付し、市長に提出するものとする。

(帳簿等の整備及び報告等)

第7条 事業者は、利用者の名簿、事業の記録及び経理に関する帳簿等を備え付け、整備しておかなければならない。

(費用の返還等)

第8条 市長は、過誤による報告若しくは請求又は偽りその他の不正行為により当該事業に係る費用の交付を受けた事業者があるときは、その事業者から既に支給した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(事故対応)

第9条 事業者は、事業の実施中に事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じ、その概況を市長へ報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長がその都度別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

なお、施行前に事業者から提出された事業の実施に係る申請に基づき、市長が事業実施を決定した場合においても、施行日以降に実施した分の費用請求については施行後の金額を適用するものとする。